

○第171回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（非公開）

日時：平成26年10月31日（金） 10：55～12：36

議事概要

（1）動物用医薬品（ケトプロフェン及びケトプロフェンを有効成分とする豚の注射剤（ディニタル））に係る食品健康影響評価について

・ケトプロフェン

審議の結果、ケトプロフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.001 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

・ケトプロフェンを有効成分とする豚の注射剤（ディニタル）

審議の結果、「適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（2）使用制限期間が設定されている既承認の動物用ワクチンの添加剤に係る食品健康影響評価について

審議の結果、評価要請されている添加剤成分97成分のうち、未評価の2成分については動物用ワクチンの添加剤として使用される限り、ヒトへの健康影響は無視できるものであることが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。残りの成分については、継続審議となった。

* 1 ケトプロフェン：非ステロイド性抗炎症薬で、海外では牛、馬、豚等の鎮痛剤及び抗炎症剤として用いられます。

* 2 ケトプロフェンを有効成分とする豚の注射剤（ディニタル）：
豚の細菌性肺炎における解熱に用いられます。